

2019年10月2日

## NHK インターネット活用業務実施基準（素案）に対する意見

一般社団法人日本新聞協会  
メディア開発委員会

日本新聞協会メディア開発委員会は「NHK インターネット活用業務実施基準（素案）」（以下、実施基準案）に対して下記の意見を述べる。

当委員会がかねて、NHK のインターネット活用業務について「常時同時配信解禁によってこれまでとは質的に異なる拡大局面に入る」と指摘してきた。常時同時配信解禁の前提として業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」が求められた経緯からも、NHK のネット業務は引き続き受信料制度との整合性を取り、市場での公正競争を保持しつつ、抑制的に運用されなければならない。テキストから映像まで豊富なコンテンツと、受信料に支えられた安定した経営基盤を持つ NHK がネット業務を肥大化させれば、放送業界のみならず、新聞・通信社のネット配信やネット企業を含めた民間メディア全体の脅威になり、多様な報道を通じた民主主義の発展を阻害する。

NHK は実施基準案で、既存業務と常時同時配信の「基本的業務」の費用上限を受信料収入の 2.5%とし、国際業務など 4 業務を「公益性の観点から積極的な実施が求められる業務」（以下、「公益業務」）に切り出し、個別に費用管理するとした。従来の枠組みから大きく変わるが、各業務の内容は十分に説明されていない。費用の算出根拠も示されていない。既に実施されているアプリでのニュース配信などは新聞・通信社のサービスを圧迫する存在となっているが、常時同時配信開始にあたり既存業務をどれだけ削減するかも明記していない。抑制管理の姿勢は理解できるものの、従来は業務全体の上限が受信料収入の 2.5%だったのに対し、実施基準案では基本的業務だけでそれに達し、さらに公益業務の費用上限は計 90 億円に上る。NHK は公益 4 業務そろって上限まで利用する年度はないと説明するが、それでも全体が受信料収入の 2.5%を大きく超えることは間違いない。

この実施基準案だけでは、ネット業務が放送の「補完」として抑制的に運用されるのか、そもそも「三位一体改革」に合致するのか判断できない。業務の内容・費用の算定根拠を詳細に公表した上で国民・視聴者の意見を聞くよう、手順を改めるべきだ。

改正放送法等で、NHK にはネット業務に関わる実施計画の総務省への届け出と公表が義務づけられた。しかし、年度終了時の「評価」は内部組織の「審査・評価委員会」で行うとしており、業務が適正かつ抑制的に運用されているか検証する機会が十分とは言えない。既にネット業務には番組宣伝など受信料の使途としてふさわしいか疑義のある項目があり、実施基準案にも散見される。競合事業者から意見を聞き取った上で、事業の適切性を評価する枠組みを構築すべきだ。

他方、NHKは子会社を通じて、デジタルサイネージへのニュース配信や地方自治体の広報素材制作など、放送番組と直接関係がなく、かつ民間事業者と競合する事業に参入している。グループ全体の業務見直しを含む「三位一体改革」が常時同時配信解禁の前提である以上、こうした子会社の事業についても、受信料の使途として適正か、市場の公正な競争が担保されているか等の観点から検証する「棚卸し」を定期的実施すべきだ。これはNHKの肥大化を抑制し、ひいては国民・視聴者への還元にもつながる。

以下、具体的な問題点を指摘する。

◇第5条（理解増進情報の提供に係る基本原則）関連

抑制的かつ受信料制度の趣旨に沿って運用する観点から、「理解増進情報」の詳細を開示した上で、再定義すべきだ。ネット専用コンテンツを作ることや、それらを使って放送番組の宣伝を配信することは「理解増進」とは言えず、受信料の使途として不適切だ。

◇第7、8、9条（実施計画の策定、届出および公表／実施状況の公表、評価および改善／審査・評価委員会）関連

適正な運用には、①十全な情報開示、②競合する民間事業者を含む意見募集、③第三者性の高い機関による事後検証が必要だ。毎年度の事業計画づくりの前に詳細な費目を明示した上で意見募集を行うとともに、「審査・評価委員会」の改組などで第三者性を高めた組織が民間事業者などから意見を聞きとった上で毎年度に事後検証することを求める。

◇第10条（放送法上の努力義務に係る取り組み）関連

「公益業務」として切り出した放送法上の努力義務に関わる取り組みのうち、地方向け放送番組の提供は「基本的業務（常時同時配信）」の枠内で扱うべきだ。

◇第12条（国際インターネット活用業務への取り組み）関連

国際業務でネット活用が有効だとすれば、従来の放送業務はどう評価し、今後はどうするか明らかにすべきだ。その上で放送の補完として抑制的に運用する必要がある。

◇その他

子会社を含むグループ全体の事業について、受信料制度の趣旨に沿うか否かの視点で、定期的に総点検すべきだ。その際、総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」に必要なデータを提出、評価を受けた上で、受信料の趣旨に合わない事業を打ち切るべきだ。

以 上